

## ・看護大学

(概要及び比較分析)

### 1.大学の概要

- (1)名称 神戸市看護大学(以下、「看護大」という。)
- (2)位置 神戸研究学園都市(西区学園西町3丁目4番地)
- (3)学部及び学科

看護学部	看護学科
大学院	修士課程

### 2.沿革

平成 8年4月 神戸市看護大学を設置

平成 12年4月 大学院を設置

### 3. 歳入・歳出の推移(平成10年度～12年度)

(単位：千円)

款項目		平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳入	使用料および手数料	173,653	235,701	264,675
	使用料	173,653	235,701	264,675
	教育使用料	164,887	226,158	254,510
	看護大学手数料	8,766	9,543	10,165
	国庫支出金(教育費補助)	0	0	3,200
	諸収入(其他貸付金返還金)	17,750	18,581	20,128
	雑入	16,650	16,906	17,943
	保健福祉局雑入	16,650	16,906	17,943
	歳入合計	191,403	254,282	288,003
歳出	教育費	1,081,744	1,051,459	1,043,440
	看護大学費	1,081,744	1,051,459	1,043,440
	教職員費	733,643	764,238	748,206
	運営費	348,101	287,221	295,234
	報酬	11,153	12,026	18,025
	賃金	4,233	3,900	2,114
	報償費	6,998	6,035	9,008
	旅費	1,093	1,011	2,369
	需用費	125,463	99,407	96,195
	役務費	20,703	20,995	19,785
	委託料	52,940	48,005	49,724
	使用料及賃借料	71,394	71,850	75,118
	備品購入費	49,677	18,832	17,607
	負担金補助及交付金	2,997	4,510	4,639
貸付金	1,450	650	650	

(注)1.各年度の決算書「決算額」による。

2.千円未満は切捨。

#### 4. 国立大学、公立大学、私立大学との財務数値の比較分析

項目	「看護大」	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	1	99	74	10
授業料収入 (百万円)	203	253,312	44,878	9,462
入学金及び検定料収入 (百万円)	61	53,908	11,128	1,287
小計 (百万円)	264	307,221	56,005	10,749
国庫補助金収入 (百万円)	3	0	1,198	1,537
支出総額 (百万円)	1,043	1,453,646	273,991	12,183
内、人件費 (百万円)	748	710,165	123,139	7,400
内、教員人件費 (百万円)	522	486,175	90,462	5,103
内、職員人件費 (百万円)	113	165,302	23,452	1,889
学生数 (人)	441	622,679	112,523	6,382
教員数 (人)	60	60,409	10,752	520
職員数 (人)	12	56,546	11,976	234
内、事務系職員数 (人)	12	24,587	3,407	-
教職員数 (人)	72	116,955	22,728	754
学生1人当りの授業料収入 (千円)	460	407	399	1,482
学生1人当りの支出額 (千円)	2,365	2,335	2,435	1,908
人件費依存率 (%)	283.3	231.2	219.9	68.8
教職員1人当りの支出総額 (千円)	10,391	12,429	12,055	16,157
教員1人当りの人件費 (千円)	* 8,707	8,048	8,414	9,813
事務系職員1人当りの人件費 (千円)	* 9,417	6,723	6,884	8,072
教員1人当りの学生数 (人)	7.4	10.3	10.5	12.2
職員1人当りの学生数 (人)	36.8	11.0	9.4	27.2
1大学当りの補助金 (千円)	3,200	-	16,186	153,700

(注)1. 私立大学の表に掲げたデータは、保健系単一学部を有する10大学のデータである。

2. その他のデータ内容は、「外大」の(注)参照

#### 分析結果

- \* 他の国立大学と比較すると高い水準にある(他大学の統計資料の具体的内容が判明しないため、その原因を特定できないとのこと)。
- \* 他大学より、少ない人数で職務していて、職員の内、時間外手当支給対象者(7名)の時間外手当(1人当たり平均年約1,206千円)が多いためと思われます。

(監査の結果)

#### 1. 業務委託契約書について

平成 12 年度の委託契約書綴を通査したところ、契約書に収入印紙の貼付洩れが 1 件ありました。

印紙税法では「国、地方公共団体が作成した文書には印紙税を課さない。」(印紙税法第 5 条二)と規定され、印紙税法基本通達 53 条(非課税文書を作成した者の範囲)では「法第 5 条の規定の適用にあたっては、国等の文書は、当該者の業務の委託を受けた者は含まれないのであるから留意する。」と規定されています。

つまり、「看護大」が、業務を外部に委託する場合において、「看護大」作成の契約書は非課税文書として取扱われますが、業務受託者作成の契約書は課税文書となります。

契約書取り交わしの際、契約書のチェックを厳密に実施する必要があります。

#### 2. 重要物品について

「物品会計規則」第 17 条第 1 項では「重要物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、収入役に報告しなければならない。」と規定され、また、「物品会計規則」第 8 条では、「物品管理員は、物品の受領又は、交付の都度、物品管理簿に記載しなければならない」と規定されています。

「看護大」において、重要物品現在高報告書と物品管理簿との突合を実施しようとしたところ、重要物品において法定様式の物品管理簿が作成されてい

ませんでした。法定手続の遵守が必要です。

次に、物品管理簿に代わる資料と重要物品現在高報告書との照合をしたところ、金額が正確でなかったり、記載もれがあり、正確な重要物品の現在高の報告がされていませんでした。

### 3. 図書について

#### (1) 図書返却について

「看護大」図書館利用規程第 13 条(貸出冊数及び期間図書)において 一般図書、指定図書の貸出冊数及び期間は、次の様に規定されています。

(1)教職員	30 冊	4 週間
(2)学生(大学院生)	20 冊	4 週間
(3)学生(学部学生)	10 冊	2 週間
(4)科目等履修生	5 冊	2 週間
(5)館長の許可を得た学外者	3 冊	2 週間

しかしながら、往査時に、返却予定日が「平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日」のものにつき、平成 14 年 10 月 10 日現在未だ返却されていない図書のリストを打ち出してもらったところ、15 名延 36 冊の結果となりました。

その中で、期間内に返却されないまま、別の図書の貸出をした者が 4 名いました。

貸出期間を超えて返却した場合は、図書を返却した日から起算して期間を超えた日数の間、図書を貸出利用することができない(図書館利用規程第 17 条)となっています。しかしながら、貸出期間内に返却されない場合の取扱いに関する明文の規定がありません。当該ケースに関する規定の制定が必要と思われます。

## (2) 図書の実地棚卸について

年 1 回、春に実地棚卸はされており、その際、現物のないものの図書のリストを打ち出し、その追跡調査はその都度されてきました。ただし、年度末現在において、幾冊の図書がなかったかの報告がなされていません。

「物品会計規則」第 17 条第 3 項には、「収入役は、必要があると認めるときは、重要な物品以外の物品について、物品管理者にその現在高等の報告を求めることができる。」と規定されています。

したがって、上記の規則の趣旨からすれば、幾冊の図書がないかの報告をする必要があります。

なお、物品の亡失（紛失等）については、「物品会計規則」には規定がありませんが、期末にない図書は物品払出通知書等によって亡失処理すべきかと思われます。

## 4. 行政財産の目的外使用許可について

「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」（「自治法」第 238 条の 4 第 4 項、「公有財産規則」第 24 条）と規定されています。その趣旨は、行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても、その用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあるからです。

現在、学生会館内の食堂と売店等が、この行政財産の目的外使用にあたり、外部業者に使用許可していますが、使用料等を免除しています。

開学当初からの業者が退店し、平成 10 年 8 月から現在の業者に使用させていますが、正式に行政財産の使用許可手続をしたのは平成 13 年 4 月となって

います。行政財産の目的外使用に関し 2 年以上の間、正規の許可手続きがなされていなかったのは問題です。

(意見)

#### 1. 入学金等の納入方法について

入学金、検定料及び授業料の調定・収納については、適法に管理され、一部の入学金以外のほとんどの授業料等については、納入通知書に基づき、指定金融機関で納付されています。

(単位：円)

区分	納入日	件数	金額	左の内入学金現金受領分			
				市内	市外	合計	金額
編入学	9/21～10/3	41	15,373,500	11	6	17	5,540,000
うち追加合格		5	1,939,000	1	4	5	1,939,000
推薦	12/5～12/15	15	5,540,000	5	1	6	1,800,500
一般(前期)	3/5～3/15	51	19,251,500	14	2	16	4,709,000
一般(後期)	3/21～3/27	15	5,540,000	5	1	6	1,800,500
科目等履修生	2/21～3/13	8	290,850	3	3	6	207,750
大学院(1次)	10/10～10/20	12	4,749,000	2		2	594,000
大学院(2次)	2/6～2/16	2	712,500	1		1	297,000
	合 計	144	51,457,350	41	13	54	14,948,750

上表は、平成 12 年度の入学金の納付状況ですが、市内認定申請者については、入学金を現金で大学に納入することとなっています。

多額の現金を取り扱うことにより、入学者だけでなく、大学でも現金の盗難、紛失の危険が生じることから、市内認定者についても銀行振込による納付とする等、納付方法をご検討ください。

#### 2. 運営費における事業別決算数値について

平成 12 年度の運営費について、業務報告書（自治法 233 条第 5 項の「主要な施策の成果を証明する書類」）の決算額と収支月計明細表を照合したところ、合計金額では一致していましたが、事業別の決算額は下表のように差異が発生していました。

看護大 運営費事業別 決算額

(単位：千円)

事業	平成 12 年度		
	業務報告書の 決算額	収支月計明細表	差引
学術振興関係費	37,367	23,052	14,315
管理運営費	45,539	101,429	55,890
施設維持管理費	49,899	47,499	2,400
学生関係費	17,296	16,756	540
入学試験関係費	3,813	3,866	53
教務関係費	36,058	30,258	5,800
図書館運営費	56,568	56,503	65
教員確保経費	40,415	1,522	38,893
地域貢献関係費	210	162	48
国際交流関係費	928	966	38
大学院関係費	7,141	13,221	6,080
合計	295,234	295,234	0

この理由は、収支月計明細表上は複数の事業にまたがる支払処理（消耗品費、備品購入費、光熱水道費等）を行う場合、一旦、単一の事業コードで一括して処理した後、期中において定期的に事業間の振替処理を行っていますが、その際、複数の事業にまたがる支払処理を一件毎に調べ、事業別の決算額を確定させているためとのことです。

各事業別の予算執行状況を円滑に把握し、また、過年度の予算実績との比較検討を行うと共に翌年度の予算立案を容易にするために、事業別集計方法を改善される必要があると思われます。



## ・看護大学短期大学部

(概要及び比較分析)

### 1.大学の概要

- (1)名称 神戸市看護大学短期大学部(以下、「看護短大」という。)
- (2)位置 神戸ポートアイランド(中央区港島中町4丁目6番地)
- (3)学部及び学科 看護学科

### 2.沿革

- 昭和34年4月 神戸市立高等看護学院(2年過程)開校
- 昭和51年4月 神戸市立看護専門学校に校名変更
- 昭和55年6月 神戸市立看護短期大学設置許可申請
- 昭和56年1月 認可
- 昭和56年4月 開学
- 平成8年4月 神戸市看護大学設置に伴い、校名を神戸市看護大学短期大学部に変更

3.歳入・歳出の推移（平成10年度～12年度）

（単位：千円）

款 項 目		平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳 入	使用料及び手数料	129,243	107,780	110,244
	使用料 *	129,243	107,780	110,244
	授業料・入学金	115,729	96,357	97,391
	看護大学手数料	13,514	11,423	12,853
	国庫支出金	33,310	2,743	2,900
	補助金(看護大学整備費補助) *	33,310	2,743	2,900
	諸収入	2,277	1,621	1,591
	その他雑入	1,609	1,337	1,272
	図書館複写機使用料	8	11	6
	公開講座	660	273	313
	歳入合計	164,830	112,144	114,735
歳 出	教育費	494,120	469,355	461,501
	教職員費 *	378,062	363,058	355,939
	運営費	116,058	106,297	105,562
	報酬	2,712	2,909	8,814
	賃金 *	436	2,653	2,431
	報償費	10,392	9,443	8,965
	旅費	799	777	738
	需用費	47,686	41,090	37,418
	消耗品費	20,581	22,234	19,865
	印刷製本費	6,434	7,226	6,352
	電気料金	4,399	4,280	4,026
	修繕費 *	11,413	2,772	2,802
	その他	4,859	4,577	4,373
	役務費	13,225	12,632	10,999
	委託料	21,090	23,303	24,429
	その他委託料 *	21,090	23,303	24,429
	使用料及賃借料	3,755	1,679	1,182
	一般使用料 *	3,006	948	383
	自動車借上料	749	731	799
	備品購入費 *	15,597	10,108	8,200
工事請負費 *	0	1,365	1,940	
負担金補助及交付金	366	338	446	

(注) 1.各年度の決算書(「決算額」)による

2.千円未満は切捨

## 分析結果

- \* 第2看護学科は平成10年度で廃止。学生総数では平成10年度310名が平成11年度240名と減少。
- \* 平成11年9月より「公立看護大学等経常費補助金」(旧文部省)は廃止。
- \* 学生定員の減少に伴い職員定数も減少。
- \* 平成11年2月より職員の減少を補充するためアルバイト2名増。
- \* 震災復旧による補修工事が平成10年度で終了。
- \* 教育用パソコン借上料を、平成10年度は「一般使用料」に計上していたが、平成11年度より機器保守等の業務が含まれているため「その他委託料」がより適切であるとした。
- \* 予算削減及び学生数の縮小。
- \* 平成11年度は学内の「非常用電源蓄電池更新工事」、平成12年度は「受変電設備更新工事」が発生。

#### 4. 国立大学、公立大学、私立大学、公立短期大学との財務数値の比較

項 目	「看護短大」	公立短大	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	1	51	99	74	10
授業料収入 (百万円)	81	6,790	253,312	44,878	9,462
入学金及び検定料収入 (百万円)	29	2,107	53,908	11,128	1,287
小計	110	8,898	307,221	56,005	10,749
国庫補助金収入 (百万円)	2	19	-	1,198	1,537
支出総額 (百万円)	461	36,219	1,453,646	273,991	12,183
内、人件費 (百万円)	355	22,135	710,165	123,139	7,400
内、教員人件費 (百万円)	245	17,305	486,175	90,462	5,103
内、職員人件費 (百万円)	70	4,829	165,302	23,452	1,889
学生数 (人)	244	19,941	622,679	112,523	6,382
教員数 (人)	31	1,764	60,409	10,752	520
職員数 (人)	8	637	56,546	11,976	234
内、事務系職員数 (人)	7	533	24,587	3,407	-
教職員数 (人)	39	2,401	116,955	22,728	754
学生 1 人当たりの授業料収入 (千円)	334	340	407	399	1,482
学生 1 人当たりの支出額 (千円)	1,891	1,816	2,335	2,435	1,908
人件費依存率 * (%)	322.7	248.7	231.2	219.9	68.8
教職員 1 人当たりの支出額 (千円)	11,820	15,085	12,429	12,055	16,157
教員 1 人当たりの人件費 (千円)	7,891	9,810	8,048	8,414	9,813
職員 1 人当たりの人件費 * (千円)	8,760	7,582	6,723	6,884	8,072
教員 1 人当たりの学生数 (人)	7.9	11.3	10.3	10.5	12.2
職員 1 人当たりの学生数 (人)	30.5	31.3	11.0	9.4	27.2
1 大学あたりの補助金 * (千円)	2,900	386	-	16,186	153,700

(注) 1. 「看護短大」の数値は、「平成 14 年度事業概要説明資料」による。

2. 公立短大の数値は、「平成 13 年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)による

3. 教職員人件費については、「平成 12 年度文部科学省提出資料」による。

4. その他のデータ内容は、「外大」の(注)参照。

#### 分析結果

\* 職員総数 8 名のうち 3 名が管理職(平均年齢 52 歳)、一般職 5 名(平均年齢 40.4 歳)、と比較的高齢(総平均 44.8 歳)のため給与水準が高い。

\* 平成 11 年度より「公立看護大学等経常費補助金」が廃止されたため、大幅に減少している。

\* 教員 1 人当たりの学生数が公立短大、国立大学等と比較して少ないため、高水準にある。

( 監査の結果 )

1. 土地の所管換等手続について

平成 13 年 4 月 1 日付の神戸市公有財産表上、「看護短大」が現在使用している土地(15,600 m<sup>2</sup>)の財産区分が病院事業会計(「中央市民病院」)となっています。

「公有財産規則」第 9 条第 1 項では、「公有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換し、若しくは所属替し、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。所属を同じくする会計の間において所管換するときも同様とする。」又、同条第 2 項で、「前規定にかかわらず、行財政局長が特別の理由があると認めるときは、無償として整理することができる。」と異なる部間の所管換等に関する手続について規定されています。「看護短大」と中央市民病院は共に保健福祉局の所属部局ですが、会計上では、「看護短大」が一般会計であるのに対し、中央市民病院は公営企業会計たる病院事業会計に属しています。したがって、本来は当該規定に準拠した「所管換等に関する手続」が必要となります。

しかしながら、「看護短大」が現在使用している当該土地については、有償(ないし無償)移管とも有償賃借ともなっておらず、また無償賃借とするにあたって必要となる行財政局長による決裁手続もとられていません。

所管部局である保健福祉局は、平成 8 年度の「看護大」の開学に伴い、土地を除く資産を一般会計に移管しました。しかし、土地については当初より病院事業会計(中央市民病院)の所有地であったこと等の理由で一般会計へ移管されていません。

当時の詳細な事情は不明ですが、保健福祉局は本来、平成 8 年度において「公有財産規則」第 9 条第 2 項に従った手続を実施すべきだったと思われる(手続洩れ)。この手続を早急に実施する必要があります。

## 2. 収入印紙について

往査日現在、「看護短大」に保管されていた業務委託契約書(19 件)を閲覧したところ、収入印紙の貼付洩れが 1 件ありました(契約者エヌイーシーリース(株)、契約日平成 14 年 4 月 1 日)。

契約書取り交わしの際、契約書のチェックを厳密に実施する必要があります。

### (意見)

#### 1. 「看護短大」の閉校について

「看護短大」は平成 17 年 3 月末をもって閉校されることが予定されています。「神戸市における看護職員の養成に関する今後のあり方について(平成 14 年 1 月 15 日付、神戸市における看護職員の養成に関する検討委員会)」によれば、「看護短大」については、現状の施設・設備の老朽化等により、その教育に差し障りが出ないようにするとともに、閉校後の教員の処遇について、最大限の配慮をする必要がある旨記載されています。

しかしながら、現在、閉校後の財産の処分方法、教職員の処遇については未定であり、閉校後の具体的な見通しがなされていない状況です。建物等の重要な財産については、転用あるいは売却といった財産の有効活用を早急に検討すべきであると思われます。

## 2. 設備の補修計画について

平成 10 年度に 5 年間の保全計画が住宅局建築技術部・建築課・計画保全係により作成されましたが、実際上は、予算上の関係から、必要最小限の範囲での補修にとどまっており、当初に策定した保全計画は形骸化しています。また、当該保全計画は平成 17 年 3 月末に予定されている「看護短大」の閉校を考慮していないため、実効性がないものとなっています。

閉校に際し、建物や学校設備をどのような形で移管又は転用するかによって、現在必要となる補修内容が変わってくる筈です。まず、閉校後の財産移転計画の立案、そして、次にそれに基づいて、当面の補修計画を検討すべきと考えます。

## 3. 図書の棚卸について

図書の棚卸は循環棚卸で行われており、棚卸の結果、亡失・損傷している図書については適宜決裁の上、図書管理簿より除却処理されています。図書館の管理運営に関しては、「看護短大図書運営規程」がありますが、同規程第 10 条では「資料（図書）」の廃棄手順のみ定められているだけで、図書の棚卸手続や循環計画が規程上明確にされていません。

棚卸手続及び循環計画を規定した棚卸実施要領の作成が望まれます。

## 4. 定額小口準備金制度について

神戸市会計規則(以下、「会計規則」という。)第 45 条で、現金による支出について前渡金制度が設定されています。しかし、前渡金制度の下では緊急な出張や小口の経費支出がある場合でも会計室への前渡金申請手続きが必要となるため、臨機応変な支出が困難となっています。

定額小口準備金制度(一定金額の現金を手許に保有し、その金額の範囲内で小口支出を行う制度)を採用することによって、小口経費の支出に関する事務手続が効率化すると思われます。当該制度の採用をご検討ください。



## ・工業高等専門学校

(概要及び比較分析)

### 1. 概要

(1)名称 神戸市立工業高等専門学校(以下、「高専」という。)

(2)位置 神戸市西区学園東町 8 丁目 3 番地

(3)学部及び学科

本科 機械工学科、電気工学科、電子工学科、応用化学科、  
都市工学科

専攻科 機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用科学  
専攻、都市工学専攻

### 2. 沿革

昭和 38 年 4 月 神戸市立六甲工業高等専門学校を設置

昭和 41 年 4 月 「神戸市立工業高等専門学校」へ校名を変更

平成 2 年 4 月 神戸研究学園都市に校舎移転

平成 10 年 4 月 「電気電子工学専攻」、「応用化学専攻」の 2 専攻科を設置

平成 12 年 4 月 「機械システム工学専攻」、「都市工学専攻」の 2 専攻科を設  
置

### 3.歳入・歳出の推移(平成9年度～12年度)

(単位：千円)

款 項 目		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳 入	使用料及び手数料	224,445	231,088	233,845	238,549
	使用料	215,183	221,449	224,111	228,946
	教育使用料	215,183	221,449	224,111	228,946
	手数料	9,262	9,638	9,734	9,602
	国庫支出金	1,507	2,042	2,166	2,013
	諸収入	1,225	3,383	7,055	4,789
	償還金	14	13	16	30
	受講料	64	85	88	71
	雑入 *	1,146	3,284	6,951	4,687
	歳入合計	227,177	236,513	243,067	245,351
歳 出	教育費				
	高等専門学校費	1,929,292	1,884,127	1,913,245	1,922,374
	教職員費	1,618,967	1,558,096	1,587,497	1,589,744
	給料	694,471	715,523	720,194	723,526
	職員手当等	* 717,636	629,519	657,819	655,480
	共済費	195,910	200,741	198,186	197,626
	旅費	10,949	12,310	11,297	13,110
	運営費	310,324	326,031	325,748	332,630
	報酬	32,429	33,898	32,752	34,430
	賃金	374	* 2,562	2,546	2,766
	報償費	3,817	4,258	3,230	3,808
	旅費	* 1,799	252	313	368
	需用費	108,983	112,479	122,230	122,781
	役務費	29,761	27,641	26,799	25,305
	委託料	29,254	34,312	34,346	32,582
	使用料及賃借料	29,016	32,208	31,762	32,305
	原材料費	28	71	-	24
	備品購入費	69,764	69,626	63,770	66,835
	負担金補助及交付金	5,094	8,721	7,996	11,422
	学校建設費 *	-	154,872	246,347	18,397
歳出合計	1,929,292	2,039,000	2,159,593	1,940,771	

(注)1.各年度の決算書(「決算額」)による。

2.千円未満は切捨。

\* 主に民間からの受託研究収入。

\* 職員手当等には退職金が含まれており、平成9年度の支払退職金は177,624千円である。

- \* 平成 10 年度以降図書館アルバイト 2 名増加。
- \* 教員の海外研修旅費。
- \* 平成 10 年度から平成 12 年度の主な内容は、専攻科棟新設。

#### 4. 国立高等専門学校との財務数値の比較

項 目	「高専」	国立高等専門学校
学校数	1	54
授業料収入 (百万円)	214	9,554
入学金及び検定料収入 (百万円)	23	1,299
小計 (百万円)	238	10,853
支出総額 (百万円)	1,940	92,110
内、人件費 (百万円)	1,589	52,912
内、教員人件費 (百万円)	1,082	34,320
内、職員人件費 (百万円)	296	18,591
学生数 (人)	1,241	50,177
教職員数 (人)	131	6,729
内、教員数 (人)	97	3,897
内、職員数 (人)	34	2,832
学生 1 人当り授業料収入 (千円)	173	190
学生 1 人当りの支出額 (千円)	1,564	1,836
人件費依存率 (%)	666	488
教職員 1 人当りの支出総額 (千円)	14,815	13,689
教員 1 人当り人件費 (千円)	* 11,158	8,807
職員 1 人当り人件費 (千円)	* 8,712	6,565
教員 1 人当りの学生数 (人)	12.8	12.9
職員 1 人当りの学生数 (人)	* 36.5	17.7
1 校当りの補助金 (千円)	2,013	-

(注)1 国立高等専門学校の数値は、「平成 13 年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)による。

2. 公立高等専門学校は国内に 5 校しかいないため、国立高等専門学校の数値と比較している。ただし、以下の点に留意。

職員人件費は事務系職員と技術系職員の給与の合計額。

その他のデータ内容は「外大」の(注)参照。

## 分析結果

- \* 教員及び職員の1人当たり人件費には支払退職金が含まれており、支払退職金を除く1人当たり人件費は、教員10,216千円、職員8,024千円となる。「高専」の場合、勤続年数の長い教職員が比較的多く、また、教員については民間から人材を引き抜く場合があるため、比較的1人当たり人件費が高くなっている。
- \* 職員を事務系職員と技術系職員に分け、学生1人当たり職員数を分析すると次のとおりである。

	「高専」	国立高等専門学校
事務系職員1人当たり学生数 (人)	68.9	27.5
技術系職員1人当たり学生数 (人)	77.6	55.5

国立工業高等専門学校と比較した場合、特に事務系職員数が少ないといえる。

## (監査の結果)

### 1. 予算実績差異分析について

歳入歳出については予算を設定しているものの、実質的に予算実績の差異の分析がなされていません。

現在、予算実績差異分析を行う際には、予算決算対照表を財務会計システムよりアウトプットし、差異内容の分析結果を記載することとなっています(財務会計の手引き P.297、文例 119、120)。しかしながら、「高専」については、予算決算対照表の勘定科目区分が教職員費、運営費しかなく、分析内容もかなり簡素となっています。これでは予算実績差異分析として不十分です。

予算決算対照表の勘定科目(対象項目数)を充実させ、予算作成時のレベルまで収支の内訳と実際の収支の内訳とを対比し、差異内容を分析する必要があります(参考 「自治法」施行令第166条第3項)。

## 2. 「公有財産表」及び「財産に関する調書」の記載誤りについて

平成13年4月1日現在の「公有財産表」上、垂水区の元「高専」用地が19,844.12㎡と記載されていますが、当該土地のうち19,577.91㎡(98.7%部分)は、既に平成2年3月において神戸市土地開発公社へ売却されており、平成14年12月末現在では260㎡余が残っているのみです。また、平成13年4月1日付の「財産に関する調書(内訳)」上で「高専」の所管となっている土地面積は合計105,362.36㎡ですが、これには既に売却済みとなっている上述の19,577.91㎡が含まれています。「公有財産表」及び「財産に関する調書」上の面積記載は事実と反しています。また、これに関連して以下の事項が指摘されます。

実際の売却時期	売却面積(㎡)	売却収入 (百万円)	売却収入計上時期
平成2年3月	19,577.91	1,100	平成元年度
-	-	3,951	平成2年度
合計	19,577.91	5,051	

(注)1. 上表の実際の売却時期は土地売買契約書の日付である。

(1) 財産売却収入を計上しているにもかかわらず、その原価たる土地の減少に関する会計処理手続が未だ行われていないため、平成13年4月1日付の「財産に関する調書」上、神戸市全体の財産が19,577.91㎡過大に計上されていることとなります。周知のとおり、「財産に関する調書」

は「自治法」第 233 条及び「自治法」施行令第 166 条第 2 項において調製することが義務付けられている法定決算書類であり、当該調書上、土地 19,577.91 m<sup>2</sup>(売価ベースで 5,051 百万円相当額)の誤謬(過大計上)があったことは問題であると思われま

- (2) 土地の減少に関する手続について、規定(財務会計事務の手引き 7 . 7 公有財産の管理)を要約すると次のとおりです。

- ( ) 所管課による土地の売買に関する記録調書の作成
- ( ) 管財課による公有財産管理システムへの登録
- ( ) 電算処理によって台帳、異動修正表、増減異動明細表を印刷作成
- ( ) 管財課より台帳、異動修正表、増減異動明細表を各所管課へ送付
- ( ) 所管課において送付された台帳等を記録調書又は引渡書と照合

今回の元「高専」用地売却に関する処理手続がなされなかった理由としては、まず、上記「( ) 所管課による土地の売買に関する記録調書の作成」が所管課によりなされていなかったことが挙げられます。この原因は、学校整備課の説明によれば、土地の売却に関する記録調書を作成すべき所管課が当時明確になっていなかったとのこと。しかしながら、当該土地売却に関する決裁書の起案所管課が当時の教育委員会施設課(現学校整備課)となっており、常識的には当時の教育委員会施設課(現学校整備課)が処理手続を行う必要があったものと思われま

- (3) 公有財産管理システムでは、行財政局管財課より年度終了後、毎年、年度中の土地台帳、異動修正表、増減異動明細表が学校整備課に送付されている筈です。学校整備課において「( ) 所管課において送付された台帳等を記録調書又は引渡書と照合」することを怠っていたため、元「高

専」用地の売却に関する会計処理洩れを適時に発見、訂正することができなかったものと思われます。所定手続の遵守が必要です。

### 3. 公有財産(土地)の取得手続について

上記2に関連する事案ですが、平成12年度の「財産に関する調書」上の決算年度中増減高欄に85,478.24 m<sup>2</sup>(増加)との記載があります。これは実は昭和63年度に取得した現「高専」用地です。「財産に関する調書」への記載が10年以上も大幅に遅れた原因は、当該土地が事業中の「神戸学園都市新住宅市街地開発事業」の区域であり、また、公簿上の面積と実測上の面積が異なっていたことから、公有財産管理システムに登録する面積を確定することに時間を要したためとのことです。しかしながら、現実には、巨額(3,832百万円)の公有財産を取得しているにもかかわらず、面積確定という理由により、決算書の添付書類たる「財産に関する調書」に、土地取得の事実が記載されないことは問題です。早急に面積確定手続をした上、迅速に公有財産管理システムへの登録を行う必要があったものと思われます(手続遅延)。

なお、面積確定が遅れるというのであれば、とりあえず「概算計上」し、事後(翌年度等)に「修正」という手法も考えられます。

### 4. 前渡金支出の管理について

旅費交通費用等、職員に仮払いした前渡金を管理するために手書きの「前渡金管理簿」を作成し、精算洩れの有無をチェックされています。当該管理簿を通査したところ、重要な精算洩れはありませんでしたが、支払日が記入されていないものが散見されました。「会計規則」第47条では、「前渡

金管理者は前渡金管理簿を備えて、受払いを明らかにしなければならない。」旨が定められており、そのためには正確な支払日を前渡金管理簿上に記載しておく必要があります。

#### 5. リース資産の管理について

リース資産については、件数が少ない(平成14年9月現在5件のみ)ため、管理簿を設けず、月々のリース料の支払を定例支出として管理しているのみですが、リース資産自体の保守、滅失、異動を管理するためには、前述のように、リース資産台帳を設け、現物管理を行う必要があります。

#### 6. 重要物品の管理について

(1) 重要物品について、往査時に重要物品現在高報告書と現物を突き合わせようとしたところ、実施が困難でした。困難であった理由は、重要物品ごとに番号が付されておらず、ロケーションごとの管理がなされていないためです。

前述のように、「物品会計規則」第17条第1項では、「物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、収入役に報告しなければならない。」と規定されています。従って、重要物品の管理にあたっては、以下の点に留意して重要物品現在高報告書を作成し、定期的に実地棚卸を行う必要があります。

重要物品ごとに番号を付し、当該番号を記載したシールを重要物品現物に貼付して、重要物品台帳上の番号と突合せが可能な状態にする。



定期的な実地棚卸が可能となるよう、重要物品台帳に現物のロケーションを記載する。ロケーションの異動の際には異動報告書を作成し、適時に庶務係へ報告する。

実地棚卸の結果、利用していない資産(遊休資産)、使用見込みのない資産を区分けし、再利用の可能性および除廃却処理を検討できるようにしておく。

- (2) フライス盤、研削盤等の教育用大型機械設備については定期的な補修が必要ですが、現状、過去の補修履歴が作成されていないため、安全に使用できる状況にあるかどうか記録の上で判明しません。フライス盤、研削盤等の教育用大型機械設備については、過去の補修履歴を記録しておく必要があります。

## 7. 図書の棚卸について

図書の棚卸は循環棚卸で行われており、棚卸の結果、亡失・損傷している図書については適宜決裁の上、図書管理簿より除却処理されています。

しかしながら、棚卸手続、循環計画が規定上明確にされていません。「物品会計規則」第12条により、物品(この場合図書)の過不足を定期的かつ網羅的に把握し、物品管理簿を整理しなければなりません。このため、棚卸手続及び循環計画を図書管理規定として明確に文書化しておく必要があります。

(意見)

1. 予算実績差異結果のフィードバックについて

上記(監査の結果)「1. 予算実績差異分析について」で記載したとおり、現状では歳入歳出に関する予算と実績の差異分析が厳密に行われていません。過年度の差異分析結果を翌期の予算策定に反映させることにより、より実態に即した予算策定が可能となります。今後、予算実績差異結果のフィードバックについてご検討下さい。

2. 入学選抜料の受領方法について

入学選抜試験については「高専」の窓口にて受付手続を行い、すべて現金で入学選抜料を受領しています(平成 13 年度受入額 7,606 千円)。受領した現金は遅滞なく銀行へ入金していますが、一時的であれ「高専」にて多額の現金を保管することは盗難のリスクが生じると共に、現金の違算が発生するリスクもあります。

入学選抜料を授業料と同様に銀行振込とすることにより、上記リスクの回避と事務手続の軽減が可能となります。

3. 郵便切手等の保管について

郵便切手及び葉書については手書きの消耗品管理簿で管理していますが、閲覧したところ受払いの管理が主で、残高の記載がなされていない部分がありました。往査時に残高を計算したところ、平成 14 年 4 月 1 日現在で残高 854 千円、合計枚数 7,165 枚(内、郵便切手 6,577 枚、葉書 588 枚)となっています。

多量の郵便切手等を手許保有している理由は、学生他への郵便物送付に多量に用いること及び、郵便切手等の購入は本庁の会計室で一括して行っており、「高専」が会計室に徴求後、同校に渡るまでに期間を要することがあるため手許保有高を余分に持つておく必要があるとのこと。

しかしながら、これについては、郵便料金の別納、後納制度を利用すれば対応が十分可能と思われま。

#### 4. 遊休資産の管理について

教育用資産について、遊休資産(ここでは、不稼動の資産及び不要資産をいう。)の存在が把握されていません。これらを把握し管理する必要があります。そして、今後の購入時の意思決定にフィードバックすることにより、不要な資産購入を回避することが可能となります。遊休資産の把握及び管理手続についてご検討ください。

#### 5. 食堂会計について

学生食堂については外注業者と「高専」食堂運営委員会(以下、「食堂運営委員会」という。)が食堂運営業務委託契約を締結し、食堂運営委員会が外注業者より設備保守料として年額 360 千円を受領しています。ところが、当該収支が神戸市の一般会計に反映されず、簿外で管理されています。ちなみに、食堂運営委員会の食堂会計の剰余金(預金残高)は平成 14 年 3 月末で 3,549 千円となっています。

簿外管理としている理由は、食堂設備の補修等が必要となった場合、原則的には新たに予算の申請、支出の決裁手続が必要となり、臨機応変な補修が困難となるためとのこと。

しかし簿外で預金残高を保有することは管理面のリスクがあるため好ましくありません。原則どおり神戸市の会計上で収入、支出を計上し、支出にあたっては預金残高の範囲内で柔軟に支出が行えるようルールを設けることが望まれます。

#### 6. 研究活動の成果評価について

教員による研究活動のため、研究振興費として平成 12 年度は 52,300 千円の支出を行っていますが、各教員が行った研究活動の成果を評価する機関がありません。

「評価委員会」等の第三者評価機関を設け、各教員が行った研究活動の成果が、支出した研究振興費に見合うものであるかを評価し、一層高い研究成果につながる体制作りが必要と考えます。

#### 7. 研究振興費の支出について

「高専」の教員に対して支出する研究振興費については、年初に決定した備品費、消耗品費、需要費等の予算の内訳金額にしばられているため、年度内の研究の過程において支出内容に変更があっても、臨機応変な研究費支出が困難な状況となっています。

奨学寄付金(民間から研究目的で受入れる寄付金)と同様に、柔軟な研究費支出のあり方を検討する余地があると思われます。

### 第3 大学等改革に向けて

上述のように、少子化の時代を迎え各大学間の競争が一段と激しくなっており、神戸市の市立大学等もこの影響を受けています。その存在意義が問われています。また、財政面においても経営が悪化しています。その一方で地方独立行政法人化の波が押し寄せています。

このような時期において、大学等改革に向けて、いかなる方法手段が考えられるか。何が望ましいのか。十二分に議論を尽くす必要があります。

ポイントは、大学構成員たる学長以下の教職員の現状に対する『危機意識及び問題意識』であり、地方独立行政法人化は、大学構成員の意識改革の大きな契機になると考えます。

「組織」の内部からの自発的意思による自己改革は、理屈の上では簡単でも現実には非常に難しい。これは人類の過去の歴史が示すとおりです。改革には外圧が必要なのです。

この意味で、地方独立行政法人化は大学改革を押し進めるものと期待されるのです。

改革議論の前提として、母体となる「組織面」の問題があります。いかなる組織体(会議体)で大学等改革を話し合うのか、そのメンバー選出はどうするのか。前述のように、神戸市には高等教育行政を総合的に調整している部局(部署)が残念ながら存在しません。

まず、「事務局」を立ち上げる必要があります。その上で、「改革委員会(仮称)」のメンバー選出に進むことになります。メンバー選出にあたり、大学関係者という狭い専門者間だけで議論するのではなく、「市立大学等」の改革である以上、市民一般代表その他幅広い層から選ぶべきです。特に「従来の大学像」にとらわれない教育関係者以外の見識者の意見が是非とも必要です。

次に、改革の前提たる「将来の大学像」の決定ですが、高邁な「大学の理想像」の議論は当然のことですが、これとともに、「市立」大学等である以上、神戸市の危機的財政状態という現実も無視することはできません。このため「市民ないし地域住民に対する高等教育の必要性、大学の存在意義(公共の福祉)」と「財政の逼迫(一般財源等による負担の限界)」という、二律背反を止揚する必要があり、ここに至っては「市立大学等の必要性なし」即ち閉校という極めてシビアな見解をも含めた、幅広い真剣な議論が求められます。

具体的な検討に入ります。

地方独立行政法人化に際しては種々の方法が考えられます。

まず、あくまで市立大学等のみの範囲で考えるのか、範囲を拡大して公立大学等まで考えるのか(即ち、県立大学等も一緒に考慮)、更には国立大学等をも範囲に含めて考えるのか。

ただ、現実的には、国立大学等の独立行政法人化は先行しているため、これを含めて考えるのは時間的にやや無理があります。

次に、市立大学等の範囲で実施するとした場合、現在の「外大」、「看護大」、「看護短大」、「高専」を個別対応(つまり、あくまで一対一で)で地方独立行政法人化する方法と全てを統合して一体とし1法人化する方法、そしてこの両者の中間形態(種々)が考えられます。

「意識改革」以外に、地方独立行政法人化の最大のメリットとして「業務の効率化」が挙げられており、この観点からすれば出来うれば4校の統合(もっとも、「看護短大」は平成17年3月末の閉校が予定されています。)が望まれます。これにより、規模のメリットを享受すると共に重複する業務も省略することが可能となります。

但し「高専」は、創立の趣旨からして4年制大学とは異なっており統合に際しては特別の配慮が必要です。

ただ、たとえ4校統合が実現しても、専門分野数が限られており、これでは総合大学とまでは言えず、中途半端と思われます。従って、次のステップとして更なる統合(県立大学ないし国立大学を相手とする。)が望まれます。

最終的にどのような形態になるにしろ、地方独立行政法人化によるメリットはあります。たとえ、外見上、一番非効率と考えられる個別対応方式で地方独立行政法人化したとしても、前述の様に、大学構成員に「意識改革」をもたらすことは間違いなく、この観点からのメリットは十分享受可能と思われます。

#### 第4 (参考) バランスシート試算

前述のように、大学等改革の有力な手法として地方独立行政法人化が叫ばれております。

地方独立行政法人化に際しては、まず(期首)開始貸借対照表の作成が必要となります。ここでは、基本的に、外部監査を実施した際に入手した資料等の範囲内で、各種の前提ないし仮定を設定した上で、各大学等のバランスシート(平成13年3月31日現在)を試算してみました。

従いまして、根拠データには制限があり、また作業にかかる時間的制約があったことなど各種の条件下で作成致しました関係上、誠に粗雑で不正確なものとは思われますが、今後、貸借対照表を作成される場合の参考として下さい。

(前提)

- イ. 固定資産の取得価額については、旧自治省方式を採用せず、個別資産の実際の取得価額を算定する方式を採用しています。
- ロ. 「正味資産の部」は、計上した「資産の部」から「負債の部」を差し引きして算定しています。従って、旧自治省方式のようにその内容を細区分(国庫支出金、都道府県支出金、一般財源等)していません。

##### 1. 具体的作成方法

###### (1) 有形固定資産について

土地：大学等用地として、有償移管に伴う市の当局と各大学等との間に交わされた契約書等に掲げられた金額に基づいて算定しています。なお、整地に伴う費用等が発生し、その金額が判明している場合には、当該金額を加算しています。

土地以外：各大学等の関係資料に基づき算定しました。



(2) 未収入金、未払金について

「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 5 月)」の収入累計から「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 3 月)」の収入累計を控除した金額を未収入金とし、「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 5 月)」の支出累計から「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 3 月)」の支出累計を控除した金額を未払金として計上しました。

(3) 退職給付引当金について

下記の算定式に従って、行財政局給与課の作成した資料に基づいています。

退職給付引当金 = (平均給料月額) × (平均勤続年数における普通退職の場合の支給率) × (教職員数)

なお、教員と職員を区別せず、大学等ごとに、「平均給料月額」及び「平均勤続年数における普通退職の場合の支給率」を求めて、算定されています。

(4) 神戸市債について

神戸市債一覧表の残高に基づいています。

(5) 上記以外の資産負債については、各大学等の関係資料に基づき算定しました。

(6) 正味資産について

ここでは、資産合計から負債合計を差し引いた金額をもって正味資産としています。

## 2. 各市立大学等のバランスシート

### (イ) 「外大」

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(8,948,383)	(負債の部)	(1,905,086)
有形固定資産	8,893,478	固定負債	1,776,865
建物 *	3,823,260	長期設備未払金 *	54,841
構築物 *	180,508	神戸市債	462,000
教育研究用機器備品*	36,928	退職給付引当金	1,260,024
備品 *	10,752		
図書 *	809,312	流動負債	128,221
車両 *	337	未払金	105,221
土地	4,032,381	設備未払金 *	23,000
その他の固定資産	35,714	(正味資産の部)	(7,043,297)
長期貸付金 *	35,714		
流動資産	19,191		
未収入金	13,746		
短期貸付金 *	5,445		
資 産 合 計	8,948,383	負債・正味資産合計	8,948,383

(注) 入学金収入等にかかる前受金については、計上していません。

- \* 建物、構築物：「外大移転建設事業費内訳」、「第2研究棟建設工事費内訳」より算定しました。
- \* 教育研究用機器備品、備品、車両：「重要物品現在高報告書」より算定しました。
- \* 平成8年以前については、取得原価データが現行システムに入力されていないため、平成8年から平成14年までの取得原価133百万円を基礎として、推算しました。なお、物価指数の変動を考慮した上で、毎年度同額で図書購入をしたものと仮定しました。また、教員が保管している専用図書は考慮していません。
- \* 貸付金：「平成12年度育英会収支報告」より算定しました。
- \* 大学学舎空調設備工事にかかる委託契約書より算定しました。

(口)「看護大学」

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(17,353,022)	(負債の部)	(15,441,327)
有形固定資産	17,336,478	固定負債	15,374,126
建物	4,166,537	神戸市債	15,017,000
建物附属設備	1,119,100	退職給付引当金	357,126
構築物	175,948		
教育研究用機器備品	116,903	流動負債	67,201
土地	11,757,990	未払金	67,201
その他の固定資産	14,510		
長期貸付金 *	12,200	(正味資産の部)	(1,911,695)
保証金 *	2,310		
流動資産	2,034		
未収入金	2,034		
資 産 合 計	17,353,022	負債・正味資産合計	17,353,022

(注)1. 教育研究用機器備品については減価償却を実施していないため、取得原価で計上  
しています。

2. 図書については、取得原価総額を把握することが困難であるため、資産として計  
上していません。

3. 入学金収入等にかかる前受金については、計上していません。

\* 看護教員修学資金貸付金

\* 教員借上住宅保証金

(八)「看護短大」

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(751,739)	(負債の部)	(550,177)
有形固定資産	750,815	固定負債	490,980
建物	685,620	神戸市債	354,000
建物附属設備	22,734	退職給付引当金	136,980
構築物	41,470		
備品	991	流動負債	59,197
		未払金	22,550
その他の固定資産	488	預り金	8,068
電話加入権	168	前受金	28,579
投資有価証券	320		
		(正味資産の部)	(201,562)
流動資産	436		
未収入金	436		
資 産 合 計	751,739	負債・正味資産合計	751,739

(注) 図書については、取得原価総額を把握することが困難であるため、資産として計上していません。

(二)「高専」

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(9,241,412)	(負債の部)	(3,447,891)
有形固定資産	9,239,624	固定負債	3,284,340
建物	4,048,848	神戸市債	2,016,004
建物附属設備	463,283	退職給付引当金	1,268,335
教育研究用機器備品	895,493		
土地	3,832,000	流動負債	163,550
		未払金	163,550
流動資産	1,787		
未収入金	1,787	(正味資産の部)	5,793,521
資 産 合 計	9,241,412	負債・正味資産合計	9,241,412

(注)1. 教育研究用機器備品については減価償却を実施していないため、取得原価で計上しています。

2. 図書については、取得原価総額を把握することが困難であるため、資産として計上していません。

3. 入学金収入等にかかる前受金については、計上していません。

## 第5 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以 上